

総理大臣： 管 直人殿
農水省大臣： 鹿野道彦殿
環境大臣： 松本 龍殿
海洋政策担当大臣：馬渕澄夫殿

声 明

日本政府はこの4月末に発表した「生物多様性国家戦略 2010」では、海洋環境の保全・再生・創出を目指しての政策の概要を示し、なかんずく、河川と繋がる沿岸里海の環境保全とそれに基づく教育の重要性を強調する極めて意義のあるものであったが、農林水産業においても生物多様性の保全に貢献する事を要請していた。

しかるに、現状では依然として里海でのノリ養殖業において有機酸処理剤（ノリ活性処理剤）と称して、國際海洋法にも違反するオレンジジュース（クエン酸）・リンゴジュース（リンゴ酸）・近年に至っては人間の栄養剤としても普及している乳酸などの使用をも認めている。更にそれらには、水質汚染防止のために《海洋汚染防止法》において、厳しく規制されている藻類（赤潮プランクトンを含む）の栄養塩、リン酸・硝酸・アンモニア・硫酸などの塩類添加を許し、里海に投棄する現状を放置し続け、毎年繰り返される里海の富栄養化と多様な底棲生物の激減・絶滅を放置して来た。更に最近は、酸処理剤製造の業者間競争において登場し、水道法でも禁止されている有害物質クロロ酢酸の使用をも黙認している。これらの結果は、国内各所の里海環境の破壊に留まらず、黃海を囲む韓国・中国でのノリ養殖業にまで、有機酸処理剤を普及する事態を招き、今や東アジア全域の海洋・干潟環境に深刻な弊害を及ぼしている。

水産庁のこのような極めて遺憾なノリ養殖法の許可（水産庁次官通達「海苔養殖における酸処理剤の使用について(S59年9月18日)」）は、里海・干潟に過大な環境負荷を与え、“有明海異変”の起因となっているだけでなく、今や多数の奇形魚が発生する“有明海の荒廃”にも大きく関わっている。特に、諫早干拓地における調整池水門の開閉が“有明海再生”に繋がる科学的根拠は皆無に等しいにも拘わらず、佐賀地裁と福岡高裁は「開門調査」を水産庁次官通達を温存したままに裁定したその責任は重大である。開門と閉門を繰り返す「長期開門調査」は、海生と淡水生の底棲生物の発生と死滅を繰り返し、海域環境の一層の悪化をもたらす事は明らかである。単に、ノリ養殖の安定化・付着雑菌除去のためなら、自然に優しい希塩酸の使用を普及させ、殺菌処理後には重曹や薄い苛性ソーダによって中和後に投棄する方法を指導・推奨すべきである。

私達専門家はそれぞれの立場から、“有明海再生”に何等の展望も無く且つ既に営農されている諫早干拓地に深刻な打撃を与える「調整池長期開門」ではなく、水産庁次官通達を撤回し、希塩酸使用を前提としたノリ養殖法の技術指導を急ぐべきであり、TPP参加を目前にした時代に、若者が夢を持って農耕に挑戦し得るモデル農場として「諫早干拓地」を活かすべき時代であると宣言する。

2010年12月14日

東海大学海洋学部名誉教授： 工藤盛徳
佐賀大学名誉教授： 林 重徳
東北大学理学部名誉教授： 江刺洋司